

農業農村整備事業等補助率一覧表

令和8年4月

新潟県農地部

目 次

1 国営事業	1
2 国営造成施設県管理事業	2
3 一般公共事業（県営事業）	3
4 一般公共事業（団体営事業）	12
5 耕地災害復旧事業	15
6 県単独公共事業	16
7 非公共事業	17

取扱い上の留意点

- 1 令和8年4月1日現在の内容であること。
- 2 補助率の単位は、分数を除いてパーセントであること。
- 3 特定地域のうち特定農山村に係るものは、平成7年度新規地区から適用する。
ただし、県単公共事業については、平成7年度事業から適用する。
- 4 特定地域の指定状況については、関係法令を参照すること。
- 5 団体営事業における事業主体欄の○印については、「市町村・土改等」が事業主体であることを示すが、詳細については各交付要綱を参照すること。

1 国営事業

事業名		国	県	地元	備考	
国営かんがい排水事業	加治川用水※	頭首工	20/30	5.7/30	4.3/30	支払方法（一般型） 【直入方式】 対象地区 加治川用水地区 新川流域二期地区 信濃川左岸流域地区 新津郷用水地区 新津郷排水地区 阿賀野川左岸地区 笹ヶ峰二期地区 阿賀野川用水地区 新川流域地区 ① 県 当該年度に負担金を支払う ② 地元 事業完了年度の翌年度（部分完了の場合は翌年度）から 2年据置き15年間の元利均等年賦とし利率は農林水産大臣の定める率とする。 ※加治川用水地区は、R7年度に完了しているが、施設機能監視制度（R8～R10）を適用しており、施設の機能の十分な発揮に支障を及ぼす事態が起きた場合は工事等を実施する可能性がある。
		末端支配面積1,000ha以上				
	新川流域二期	その他の施設	20/30	5.1/30	4.9/30	
		河口排水樋門	70	30	—	
		排水機場	20/30	9/30	1/30	
	信濃川左岸流域	その他	20/30	5.1/30	4.9/30	
		頭首工				
		末端支配面積1,000ha以上	20/30	7/30	3/30	
	新津郷用水	その他の施設	20/30	5.1/30	4.9/30	
		水管理施設の末端支配面積100ha未満	50	25	25	
	新津郷排水	揚水機場幹線水路水管理施設（応急対策除く）	20/30	5.8/30	4.2/30	
		水管理施設（応急対策）	20/30	5.1/30	4.9/30	
	新津郷排水	排水機場（耐震対策除く）	20/30	5.8/30	4.2/30	
		排水機場（耐震対策）	20/30	9/30	1/30	
阿賀野川左岸	一般施設500ha以上	20/30	5.8/30	4.2/30		
	一般施設500ha未満	50	29	21		
	耐震対策	66.6	30	3.4		
直轄地すべり対策事業	笹ヶ峰二期	地すべり防止施設	20/30	10/30	—	
事故防止事業	阿賀野川用水	頭首工	70	30	—	
		国営施設応急対策	20/30	10/30	—	
突発事故復旧	新川流域	排水機場	70	30	—	

2 国営造成施設県管理事業

施設名		施設管理費 (整備補修)			施設管理費 (維持管理)			管理諸費 地方事務費			県職員費			委託職員給		
		国	県	地元	国	県	地元	国	県	地元	国	県	地元	国	県	地元
新井郷川排水機場		50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
親松排水機場		50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
新川右岸排水機場		50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
七穂排水機場		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	60	40
小新排水機場		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	60	40
新川河口 排水機場	排水機場	50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
	中央 管理所	親局	50	16.485	33.515	40	19.782	40.218	—	100	—	—	—	—	32.96	67.04
		子局	50	4.255	45.745	40	5.106	54.894	—	100	—	—	—	—	8.51	91.49
白根排水機場		50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
中部排水機場		50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
萱場排水機場		50	33.33	16.67	40	40	20	—	100	—	—	100	—	—	60	40
大秋排水機場		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	70	30
覚路津排水機場		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	70	30
刈谷田川右岸 排水機場		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	70	30
阿賀野川頭首工	本体	50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	50	50
	子局	50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	50	50
荒川頭首工		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	50	50
加治川第1頭首工		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	50	50
加治川第2頭首工		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	50	50
大島頭首工		50	25	25	40	30	30	—	100	—	—	100	—	—	50	50

施設名		電力納入金	国	県	地元
笹ヶ峰 ダム	施設管理費 (整備補修)	前年度の電力納入金に 土地収用法第88条の2 の細目等を定める政令 第16条に定める修正率 を乗じて得た額	電力納入金控除後の 50%	国と電力納入金 を控除した額の 50%	国と電力納入金を控除 した額の50%
	施設管理費 (維持管理)		電力納入金控除後の 40%		
	委託職員給		—		
	管理諸費 地方事務費 県職員給	—	—	100	—

3 一般公共事業（県営事業）

事業名			昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課							
			国	県	地元	国	県	地元										
県営かんがい排水事業	一 般	一般地域	50	25	25	50	25	25	特定地域＝過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村（ ）は、農業用水路等長寿命化・防災減災対策事業（国補）及び農地耕作条件改善事業（国補）に適用	農地建設								
		特定地域	—	—	—	50 (55)	27.5 (25)	22.5 (20)										
		離 島	55	25	20	50	30	20										
	広域農業基盤整備	水利施設整備	一般地域	—	—	—	50	25			25	平成31年度以前新規						
			特定地域	—	—	—	50	27.5			22.5							
		修繕保全	—	—	—	1/3	1/3	1/3										
	排水対策特別	離島以外	50	30	20	50	30	20			平成26年度以降新規							
		離 島	55	30	15	50	35	15										
	大規模ダム	特定地域	50	25	25	50	27.5	22.5										
		離 島	—	—	—	50	30	20										
	集 積 型	一般地域	—	—	—	50	27.5	22.5									受益面積20ha以上（特定地域及び離島は10ha以上）特定地域＝過疎、急傾斜山村振興、特豪、特定農山村、棚田	
		特定地域	—	—	—	55	27.5	17.5										
離 島		—	—	—	55	27.5	17.5											
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（工事）	一般地域	—	—	—	50	25	25	機能保全計画策定済の国営、県営造成基幹施設の補修、補強、更新工事事業費120,000千円以上（ ）は、農業用水路等長寿命化・防災減災対策事業（国補）及び農地耕作条件改善事業（国補）に適用	農地建設									
	特定地域	—	—	—	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)											
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（保全計画）			—	—	—	100	—	—	既存の県営造成基幹水利施設の機能保全計画の策定（機能診断を含む。）令和8年度以降は、1地区当たりの事業費が2,000千円以上10,000千円以下の地区に適用	農地建設								

事業名		昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課		
		国	県	地元	国	県	地元					
県営農地防災排水事業		—	—	—	55	37	8		県営かんがい排水事業と併せ行う県営農地防災排水事業に係る負担率	農地建設		
県営土地改良施設突発事故復旧事業	一般地域	—	—	—	50	32	18		特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村	農地建設		
	特定地域	—	—	—	55	32	13					
	離島	—	—	—	60	34	6					
県営湛水防除事業	特大規模			60	30	10	55	35	10	平成5年度以前新規	受益面積400ha以上 事業費500,000千円以上	農地建設
				—	—	—	55	37	8	平成6年度以降新規		
	大規模	一般地域	—	—	—	50	42	8	平成6年度以降新規	受益面積300ha以上400ha未満 事業費50,000千円以上		
		特定地域	—	—	—	55	42	3	平成6年度以降新規	特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田		
	小規模	基幹排水施設	一般地域	55	30	15	50	37	13		受益面積30ha以上 事業費50,000千円以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田	
			特定地域	55	30	15	55	37	8			
		その他の施設	一般地域	50	30	20	50	32	18			
			特定地域	50	30	20	55	32	13			
県営地すべり対策事業	地すべり防止工事		2/3 (50)	1/3 (50)	— (—)	50	50	—	「昭和59年度負担率欄」の上段は、平成4年度以前実施の1号事業、下段()内は同2号事業に適用される。	1 地すべり等防止法第29条に規定する事業 2 平成5年3月31日法改正により1号事業、2号事業の種別廃止	農地建設	
	地すべり防止施設補修工事		1/3	2/3	—	1/3	2/3	—				地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設の補修事業 総事業費15,000千円以上
災害関連緊急地すべり対策事業	溪流工事		2/3	1/3	—	2/3	1/3	—		地すべり等防止法第29条に規定する事業で溪流に係る緊急を要する工事 事業費6,000千円以上	農地建設	
	その他の工事		50	50	—	50	50	—				地すべり等防止法第29条に規定する事業で上記以外の緊急を要する工事 事業費6,000千円以上

事業名			昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課		
			国	県	地元	国	県	地元					
県営ため池等整備事業	ため池総合整備工事	一般整備型	特大規模	離島以外	60	20	20	55	28	17	受益面積100ha以上で、事業費80,000千円以上（ただし、中山間地域にあっては、受益面積70ha以上で、事業費30,000千円以上）	農地建設	
			大規模	離島以外	一般地域	—	—	—	50	33	17		受益面積40ha以上100ha未満で、事業費50,000千円以上（ただし、中山間地域にあっては、受益面積20ha以上70ha未満で事業費30,000千円以上）
				離島以外	特定地域	—	—	—	55	33	12		特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田
			離島	—	—	—	60	30	10				
		小規模	離島以外	一般地域	50	25	25	50	29	21	以下のいずれにも該当するもの ア 受益面積が2ha以上のもの イ 事業費8,000千円以上		
			離島以外	特定地域	—	—	—	55	29	16	特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田		
			離島	60	20	20	60	31	9				
		地震・豪雨対策型	大規模	離島以外	一般地域	—	—	—	55	34	11		以下のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積70ha以上（ただし、離島にあっては、防災受益面積40ha以上、特例地域にあっては、防災受益面積30ha以上）かつかんがい受益面積40ha以上 イ 防災受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上であって想定被害額（農外）3億円以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田
				離島以外	特定地域	—	—	—	55	34	11		
	離島			—	—	—	60	34	6				
	小規模		離島以外	一般地域	—	—	—	50	34	16	以下のいずれにも該当するもの ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）が40,000千円以上かつ受益面積2ha以上 イ 事業費8,000千円以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田		
			離島以外	特定地域	—	—	—	55	34	11			
			離島	—	—	—	60	34	6				

事業名				昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課					
				国	県	地元	国	県	地元								
県営ため池等整備事業	用排水施設整備	用排水施設整備	特大規模	離島以外	60	25	15	55	28	17		受益面積400ha以上で、事業費80,000千円以上（ただし、中山間地域にあつては、受益面積200ha以上で、事業費30,000千円以上）	農地建設				
			大規模	離島以外	一般地域	60	25	15	50	33	17			受益面積200ha以上400ha未満で、事業費50,000千円以上（ただし、中山間地域にあつては、受益面積100ha以上200ha未満で、事業費30,000千円以上） 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田			
					特定地域	—	—	—	55	33	12						
				離島	65	22.5	12.5	55	30	15							
			小規模	離島以外	一般地域	50	27.5	22.5	50	29	21			受益面積20ha以上200ha未満（ただし、中山間地域にあつては、受益面積10ha以上200ha未満）で、事業費8,000千円以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田			
					特定地域	—	—	—	55	29	16						
				離島	60	25	15	52	31	17							
			河川工作物応急対策	特大規模	離島以外	離島以外	60	30	10	55	37	8			事業費100,000千円以上		
						大規模	離島以外	一般地域	60	30	10	50		42	8		事業費50,000千円以上100,000千円未満 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田
								特定地域	—	—	—	55		42	3		
	離島	65		30	5	55	36	9									
	小規模	離島以外	一般地域	50	30	20	50	32	18		事業費8,000千円以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田						
			特定地域	—	—	—	55	32	13								
		離島	60	30	10	52	34	14									

事業名				昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課	
				国	県	地元	国	県	地元				
県営ため池等整備事業	土地改良施設耐震対策	大規模	離島以外	一般地域	—	—	—	55	37	8	防災受益面積400ha以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田	農地建設	
				特定地域	—	—	—	55	37	8			
			離島	—	—	—	55	36	9				
		小規模	離島以外	一般地域	—	—	—	50	32	18			以下のいずれかに該当するもの ア 総事業費8,000千円以上 イ 防災受益面積30ha以上 特定地域＝過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田
				特定地域	—	—	—	55	32	13			
			離島	—	—	—	55	34	11				
	豪雨対策	土地改良施設	一般地域		—	—	—	50	32	18	事業費8,000千円以上 防災受益面積30ha以上		
			特定地域		—	—	—	55	32	13			

事業名			昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課			
			国	県	地元	国	県	地元						
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業	ため池総合整備工事	一般整備型	大規模	離島以外	一般地域	-	-	-	55	34	11		防災重点農業用ため池であって受益面積100ha以上で、事業費80,000千円以上(ただし、中山間地域にあつては、受益面積70ha以上、離島にあつては、受益面積20ha以上で、事業費40,000千円以上)	農地建設
				離島以外	特定地域	-	-	-	55	34	11			
				離島		-	-	-	60	34	6			
		小規模	離島以外	一般地域	-	-	-	50	34	16		防災重点農業用ため池であって受益面積2ha以上で、事業費40,000千円以上		
			離島以外	特定地域	-	-	-	55	34	11				
			離島		-	-	-	60	34	6			特定地域=過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田、緊急性が高いもの	
	地震・豪雨対策型	大規模	離島以外	一般地域	-	-	-	55	34	11		防災重点農業用ため池であつて以下のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積70ha以上(ただし、離島にあつては、防災防災受益面積40ha以上、特例地域にあつては、防災受益面積30ha以上)かつかんがい受益面積40ha以上 イ 防災受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上であつて想定被害額(農外)3億円以上		
				離島以外	特定地域	-	-	-	55	34			11	
				離島		-	-	-	60	34			6	
		小規模	離島以外	一般地域	-	-	-	50	34	16		防災重点農業用ため池であつて以下のいずれにも該当するもの ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額(農外)が40,000千円以上かつ受益面積2ha以上 イ 事業費40,000千円以上		
			離島以外	特定地域	-	-	-	55	34	11				
			離島		-	-	-	60	34	6			特定地域=過疎、山村振興、特定農山村、特豪、棚田、緊急性が高いもの	

事業名				昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課
				国	県	地元	国	県	地元			
県営防災ダム事業	防災ため池	特大規模	離島以外	60	30	10	55	34	11		防災受益面積100ha以上 (特例地域70ha以上) かんがい受益面積40ha以上	農地建設
		大規模	離島以外	60	30	10	50	39	11		防災受益面積40ha以上 (特例地域30ha以上) かんがい受益面積40ha以上	
		小規模	離島以外	55	30	15	50	34	16		防災受益面積10ha以上 (特例地域7ha以上) かんがい受益面積5ha以上 (地震観測特定地域及び 想定被害額が30,000千 円以上の地区は2ha以上)	
	地対 た め 震 策 池 災	大規模		—	—	—	55	34	11		防災受益面積70ha以上 かんがい受益面積40ha以上 事業費8,000千円以上	
		小規模		—	—	—	50	34	16		防災受益面積7ha以上 かんがい受益面積2ha以上 であって想定被害額 (農外)3億円以上 事業費8,000千円以上	
県営水質保全対策事業				55	30	15	50	34	16		受益面積がおおむね20ha 以上のものに限る	農地建設
県営地盤沈下対策事業	特大規模	離島以外		60	34	6	55	39	6	平成5年度以前 新規	平成5年度事業実施地区 は新規地区に移行しても 継続扱いとする	農地建設
				—	—	—	55	34	11	平成6年度以降 新規		
県営地域用水環境整備事業				—	—	—	50	25	25		水環境整備及び農業水利 施設魚道整備促進事業を 組替	農地建設
県営広域農業用水適正管理 対策事業				—	—	—	国庫補助率は従前の 国営土地改良事業の 国庫負担率と同様					農地建設
国営附帯 県営農地 防災事業	特大規模	離島以外		—	—	—	55	38	7		地盤沈下対策事業の振替 地区に限る 受益面積400ha以上	農地建設
特定農業用管水路 等特別対策事業			一般地域	—	—	—	50	35	15		受益面積20ha以上	農地建設
			特定地域	—	—	—	55	35	10		特定地域＝過疎、山村振 興、特定農山村、特豪 、棚田	

事業名			昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課
			国	県	地元	国	県	地元			
県営経営体育成基盤整備事業	一般型	一般地域 (特定地域)	—	—	—	50 (55)	30 (27.5)	20 (17.5)	平成15年度以降 新規	農業生産基盤整備事業等 特定地域=過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田 ()は平成23年度事業から適用	農地整備
		離島	—	—	—	55	30	15			
		一般地域 (特定地域)	—	—	—	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)			
		離島	—	—	—	55	25	20			
	農業生産法人等 育成型	一般地域	—	—	—	50	30	20	平成20年度以降 新規	農業生産基盤整備事業等 特定地域=同上	
		特定地域	—	—	—	55	30	15			
		離島	—	—	—	55	30	15			
		一般地域	—	—	—	50	25	25		営農環境整備事業 特定地域=同上	
		特定地域	—	—	—	55	25	20			
		離島	—	—	—	55	25	20			
	面的 集積型	一般地域	—	—	—	50	30	20	平成21年度以降 新規	特定地域=同上	
		特定地域	—	—	—	55	27.5	17.5			
	農地中間 管理機構 関連型	離島以外	—	—	—	62.5	27.5	10	平成30年度以降 新規	農業生産基盤整備事業等 (次世代農業推進型を含む)	
		離島	—	—	—	65	25	10	令和4年度以降 新規		
高収益作物転換型			—	—	—	61	28.5	10.5	令和3年度以降 新規	農業生産基盤整備事業等	
県営畑地 帯総合 整備事業	担い手 育成型	一般地域 (特定地域)	—	—	—	50 (55)	27.5 (25)	22.5 (20)		農業生産基盤整備事業 ()は平成28年度から適用	
		離島	—	—	—	50	25	25		生産・集落環境整備事業	
	担い手 支援型	離島	—	—	—	52	28	20		農業生産基盤整備事業	
		離島	—	—	—	52	25.5	22.5		生産・集落環境整備事業	
県営広域 農道 整備			営農団地	65	25	10	50	40	10	昭和58年度以前 新規調査	農地整備
			農道	65	20	15	50	35	15	昭和59年度以降 新規調査	
県営一般 農道 整備事業	広域関連農道整備		50	25	25	50	25	25		農地整備	
	過疎山 振基幹 農道 整備	離島以外	50	50	—	50	50	—			
		離島	50	50	—	50	50	—			
						55	45	—	平成21年度以降 事業実施地区		

事業名		昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			採択年度等	備考	担当課
		国	県	地元	国	県	地元			
基幹農道整備事業		4/6	1/6	1/6	3/6	2/6	1/6			農地整備
県営農道橋等 保全対策事業	離島及び 特定地域 の集落道 以外	—	—	—	50	25	25		特定地域＝山村振興、 過疎、特定農山村、 棚田	農地整備
	離島	—	—	—	55	25	20			
	特定地域 の集落道	—	—	—	55	25	20			
県営中山間地域 総合整備事業	離島以外	60	25	15	55	30	15			農村環境
	離島	60	25	10	60	30	10			
県営中山間地域農 業農村総合整備事 業	離島以外	—	—	—	55	32 (33)	13 (12)		() は、土地基盤の再 編・整序化事業	農村環境
	離島	—	—	—	60	31 (32)	9 (8)			
県営農地環境 整備事業	離島以外	60	27.5	12.5	55	32.5	12.5			農村環境
	離島	—	—	—	60	32.5	7.5			
県営中山間地域 総合農地防災 事業	離島以外	—	—	—	55	29	16		特定地域内（過疎、山 振、離島、特定農山村、 特豪、棚田）かつ、受益 面積の合計10ha以上で 800万円以上。	農地建設
	離島	—	—	—	60	31	9			
県営農村災害 対策整備事業	離島以外	—	—	—	55	29	16		特定地域（過疎、山振、 離島、特定農山村、特 豪）の指定を受けた地域 を含む市町村で、かつ、 地すべり危険地又は耕地 で一定傾斜地を有する市 町村	農村環境
	離島	—	—	—	60	31	9			
県営農村振興 総合整備事業	一般地域	—	—	—	50	27.5	22.5		農業生産基盤整備	農村環境
	特定地域	—	—	—	50	30	20		特定地域＝過疎、急傾 斜、山村振興、 特豪、特定農山村	
	一般地域	—	—	—	50	25	25		農業生産基盤整備を除く	
	特定地域	—	—	—	50	25	25			
民間技術連携型 棚田地域振興整 備事業	特定地域	—	—	—	55	27.5	17.5		農業生産基盤整備、無線 基地局設置 特定地域＝過疎、急傾 斜、山村振興、 特豪、特定農山村、 棚田	農村環境
		—	—	—	100	—	—		実施計画策定 特定地域＝同上	

4 一般公共事業（団体営事業）

事業名			事業主体	昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			備考	担当課	
				国	県	地元	国	県	地元			
地すべり対策事業	団体営関連工事	内地	市町村	40	27	33	1/3	30	11/30	区画整理及び暗渠排水	農地建設	
			その他				40	30	30			
		○	45	24.75	30.25	45	25	30	農道整備（傾斜度15度未満）			
	○	50	22.5	27.5	50	25	25	かんがい排水、ため池の整備及び農道整備（傾斜度15度以上）				
	離島	○	50	24.75	35.25	50	25	25				
災害関連事業	農業用施設連業	○	—	—	—	50	～	～	12.5	37.5	特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村）にあつては、県費2.5%増	農地建設
	農地災害区画整備	○	—	—	—	50	～	～	12.5	37.5	激甚災害の適用を受ける場合の県費補助率は別に定める	
	災害関連連業	○				50	0	50	下記以外			
○		—	—	—	80	0	20	補助対象額等の合計額が6,000万円以上、または当該市町村の発生年における標準税収入の10%以上				
団体営地域用水機能増進事業			○	—	—	—	50	20	30		農地建設	
団体営広域農業用水適正管理対策事業			○	—	—	—	国庫補助率は従前の国営土地改良事業の国庫負担率と同様				農地建設	

事業名	事業主体	昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			備考	担当課	
		国	県	地元	国	県	地元			
団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業	○	—	—	—	50	25	25	機能保全計画策定済みの国営、県営造成基幹施設の補修、補強、更新工事	農地建設	
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (工事費)	○	—	—	—	50	10	40	一般地域	農地建設	
	○	—	—	—	55	10	35	離島及び特定地域(過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田)		
	管理省力化型	○	—	—	—	50	—	50		一般地域 平成24～30年度(採択年度)
	○	—	—	—	55	—	45	離島及び特定地域(過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田) 平成24～30年度(採択年度)		
地域農業水利施設ストックマネジメント事業(保全計画)	○	—	—	—	100	—	—	令和8年度以降は、1地区当たりの事業費が2,000千円以上10,000千円以下	農地建設	
団体営広域農業用水適正管理対策事業	○	—	—	—	国庫補助率は従前の国営土地改良事業の国庫負担率と同様				農地建設	
団体営農業水利施設安全対策推進事業	○	—	—	—	50	—	50	一般地域	農地建設	
	○	—	—	—	55	—	45	離島及び特定地域(過疎、山村振興、特豪、特定農山村、棚田)		
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業	○	—	—	—	50	—	50	一般地域	農地建設	
	○	—	—	—	55	—	45	特定地域(過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田)		
	○	—	—	—	55～	—	～45	離島		
	○	—	—	—	100	—	—	ソフト対策		
団体営農道保全対策事業	○	—	—	—	50	—	50	離島以外	農地整備	
	○	—	—	—	55	—	45	離島		
	○	—	—	—	100	—	—	施設の点検・機能診断、個別施設計画策定		
団体営土地改良施設突発事故復旧事業	○	—	—	—	50	21	29	一般地域	農地建設	
	○	—	—	—	55	21	24	特定地域(過疎、山村振興、特定農山村)		
	○	—	—	—	60	17	23	離島		

事業名		事業主体	昭和59年度負担率			平成5年度以降負担率			備考	担当課
			国	県	地元	国	県	地元		
多面的機能支払交付金	農地維持支払交付金	活動組織	—	—	—	50	25	25		農村環境
	資源向上支払交付金	活動組織	—	—	—	50	25	25		
	多面的機能支払推進事業	県、市町村、推進組織	—	—	—	100	—	—		
団体営農村振興総合整備事業	○	—	—	—	50	10	40	農村生活環境整備	農村環境	
	○	—	—	—	50	15	35	一般地域 農村生活環境整備（農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、用地整備及び農業集落防災安全施設整備）		
	○	—	—	—	50	17.5	32.5	特定地域		
	○	—	—	—	50	15	35	農村生活環境整備（地域資源利活用施設整備）		
	○	—	—	—	50	20	30	農業生産基盤整備		
団体営地域用水環境整備事業	○	—	—	—	50	—	50		農村環境	
農業集落排水事業	○	55	15	30	50	—	50	平成19年度新規採択地区までは県は市町村の起債償還に対し後年度に事業費の12%を助成	農村環境	
団体営渇水対策施設緊急整備事業	○	—	—	—	50	18	32	一般地域	農地建設	
	○	—	—	—	55	18	27	離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）		
団体営農山漁村情報通信環境施設整備事業	市町村、土改等	—	—	—	50	—	50	一般地域	農村環境	
	市町村、土改等	—	—	—	55	—	45	特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）		

5 耕地災害復旧事業

項目			事業主体	負担率			備考	担当課										
				国	県	地元												
工 事 費	県	一般	県	65～	国庫補助残の70%	国庫補助残の30%	1 左の率は普通補助率 2 高率補助率 (1)一次高率 1戸当たり事業費8万円を超え15万円以下の部分 農地 80% 施設 90% (2)二次高率 1戸当たり事業費が15万円を超える部分 農地 90% 施設 100% (3)激甚災害の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">暫定法による補助残 1戸当たり事業費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>1万円以上2万円未満</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>2万円以上6万円未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>6万円以上</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> (国庫補助率は上記を基準にして、市町村ごとに算出する)	暫定法による補助残 1戸当たり事業費	補助率	1万円未満	0%	1万円以上2万円未満	70%	2万円以上6万円未満	80%	6万円以上	90%	農地建設
		暫定法による補助残 1戸当たり事業費	補助率															
	1万円未満	0%																
	1万円以上2万円未満	70%																
2万円以上6万円未満	80%																	
6万円以上	90%																	
地すべり区域	県	65～	～35	—														
営	農地	○	50～	—	～50													
	施設	○	65～	—	～35													
事務費	農地	県	—	100	—	(国庫補助率は上記を基準にして、市町村ごとに算出する)	農地建設											
	施設	県	—	100	—													

6 県単独公共事業

事業名		事業主体	一般地域		特定地域		備考	担当課		
			県	地元	県	地元				
県単農業・農村整備事業	農業基盤整備事業	かんがい排水事業	○	35	65	40	60	特定地域 ＝過疎、急傾斜、山村振興、特豪、離島、特定農山村	農地整備	
		ほ場整備事業	○	35	65	40	60			
		農地開発事業	○	35	65	40	60			
		農地防災事業	○	40	60	40	60			
	農村整備事業	農道整備事業	○	30	70	35	65			
		農業集落道整備事業	市町村	30	70	35	65			
		農業集落排水施設整備事業	市町村	30	70	35	65			
		ニュー新潟むらづくり事業	○	30	70	35	65			農業用水克雪利用事業は、かんがい排水事業と同じ補助率
	中山間地域整備事業	中山間地域総合対策事業	市町村	—	—	50	50			土地改良区等へは、市町村からの間接補助がある（特豪のみの指定区域は除く）。
	地すべり防止工事		県	100	—	100	—			農地建設

7 非公共事業

事業名		事業主体	負担率			備考	担当課
			国	県	地元		
基盤整備促進事業		○	50	12.5	37.5	一般地域	農地整備
		○	55	17.5	27.5	離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）	
		○	50	10	40	一般地域	
		○	55	15	30	離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）	
区画整理単独実施地区		○	50	10	40	一般地域	農地整備
		○	55	15	30	離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）	
		○	62.5 (65) [100]	10 (10) [0]	27.5 (25) [0]	()書きは離島 []書きは、水田農業高収益化推進計画関連地区（令和8年度採択分まで）、輸出事業計画関連地区・フラッグシップ輸出産地関連地区・スマート農業導入推進計画作成地区（令和11年度採択分まで）、省力化整備計画作成地区（令和12年度採択分まで）に適用する。	
		○	50 (55) [100]	10 (10) [0]	40 (35) [0]	()書きは離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田） []書きは、水田農業高収益化推進計画関連地区（令和8年度採択分まで）、輸出事業計画関連地区・フラッグシップ輸出産地関連地区・スマート農業導入推進計画作成地区（令和11年度採択分まで）、省力化整備計画作成地区（令和12年度採択分まで）に適用する。	
経営体育成促進 換地等調整事業	農地中間管理機構関連農地整備事業（国補）に適用する	○	55 (60)	10 (10)	35 (30)	()書きは離島	農地整備
		○	50 (55) [100]	10 (10) [0]	40 (35) [0]	()書きは離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）	
		○	50 (55) [100]	10 (10) [0]	40 (35) [0]	()書きは離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）	
団地 営田 保全 事業	県保全土型	○	55	22.5	22.5	離島及び特定地域（過疎、山村振興、特定農山村、棚田）でかつ、地すべり防止区域	農村環境
		○	55	12.5	32.5		
	上記以外	○	55	20	25	離島及び特定地域（過疎、山村振興、特定農山村、棚田）	
		○	55	10	35		
基幹水利施設 管理事業	整備補修	市町村	50	21.43	28.57	治水協定を締結済み等のダム 国33.33、県30、地元36.67	農地建設
	維持管理		30	30	40		
土地改良施設 維持管理適正化事業	整備補修事業	県土連	30	30	40		農地建設
	整備補修事業（水土里ビジョン型）		40	30	30		
	防災減災機能等強化事業		50	20	30		
水利施設管理強化事業	一般型	県	18.75	9.375 以内	71.875 以上	整備補修 国50、県25以内、地元25以上	農地建設
	連携管理保全型		25	12.5 以内	62.5 以上	整備補修 国50、県25以内、地元25以上	
	特別型		50	—	50		

事業名		事業主体	負担率			備考	担当課
			国	県	地元		
耕作条件改善事業	定率	○	50	—	50	一般地域	農地整備
		○	55	—	45	離島及び特定地域（過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田）	
	定額	○	国助成単価による				
県単農業水利施設管理強化事業		土改等	—	30以内	70以上		農地建設
防災・減災対策農業水利施設点検・調査事業		県	100	—	—	平成24～令和12年度	農地建設
防災・減災対策農業水利施設点検・調査事業補助		○	100	—	—	平成24～令和12年度	農地建設 農地整備
農業経営高度化支援事業	担い手育成 農地集積事業	○	農業基盤整備資金の 無利子融資			（）書きは、県営経営体育成基盤整備事業の離島及び特定地域に適用する。 特定地域＝過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田 〔〕書きは、農地中間管理機構関連型の離島以外に適用する。 〔〕書きは、農地中間管理機構関連型の離島に適用する。 〈〉書きは、高収益作物転換型に適用する。 ※は、令和5年度採択地区から適用する。	農地整備
	指導事業		50 (55) [62.5] {65} <61>	50 (45) [37.5] {35} <39>	—		
	調査・調整事業	○	50 (55) [62.5] {65} <61>	—	50 (45) [37.5] {35} <39>		
	集積促進事業	○	50 50※ (55) (55) ※	50 25※ (45) (22.5) ※	25※ (22.5) ※		
園芸産地化モデル支援事業		土改等	50	—	50		農地整備
地籍調査事業		市町村	50	25	25		農村環境
		森林組合	2/3	1/6	1/6		
農業集落排水整備事業起債償還助成費		市町村	—	100	—		農村環境
農村振興整備地区支援事業		○	—	50	50		農村環境
田園自然環境保全・再生支援事業		○	—	50	50		農村環境
棚田地域保全対策事業補助金		市町村、 棚田協議会	—	50	50	主傾斜1/20以上の農地面積が当該地域内の全農地面積の1/2以上の地域	農村環境
棚田地域情報通信環境整備計画策定事業		県	100	—	—		農村環境

事業名		事業主体	負担率			備考	担当課
			国	県	地元		
農山漁村情報通信環境整備計画策定事業補助		○	100	—	—		農村環境
農村地域小水力発電等導入促進事業		県、市町村、土地改良区	100	—	—	令和4～令和7年度	農村環境
県営農業用水水利権変更更新調査		県	50 (100)	50 —	—	単純更新以外の水利権に係る調査等を支援 ()書きは、農業水路等 長寿命化・防災減災事業(国補)で、水利施設整備と併せ行う場合に適用する。	農地計画
団体営農業用水水利権変更更新調査		○	50 (100)	—	50 —		農地計画
調査	地形図作成事業 (基盤整備促進事業)	○	50	—	50	一般地域	農地計画
		○	55	—	45	離島及び特定地域(過疎、急傾斜、山村振興、特豪、特定農山村、棚田等)	
基本計画	農業農村環境整備実施計画調査	市町村	50	—	50		農地計画
実施計画	県営	県営農業農村整備事業実施計画	県	50 (100) [100]	25 (-) [-]	25 (-) [-]	農地計画
				—	50	50	

事業名		事業主体	負担率			備考	担当課	
			国	県	地元			
実施計画	県営	県営農業農村整備事業 実 施 計 画	県	62.5 [100]	25 [-]	12.5 [-]	経営体育成基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業 (国補)に適用する) 〔〕書きは、農地中間管理機構関連農 地整備事業(国補)のうち、水田農業高 収益化推進計画関連地区(令和8年度採 択分まで)、輸出事業計画関連地区・フ ラッグシップ輸出産地関連地区・スマ ート農業導入推進計画作成地区(令和11年 度採択分まで)、省力化整備計画作成地 区(令和12年度採択分まで)に適用す る。	農地計画
				55 (60)	22.5 (20)	22.5 (20)	中山間地域農業農村総合整備事業(国 補) ()書きは、離島に適用する。	農地計画
		県営農村災害対策整備事 業 調 査 計 画	県	50 (100)	25 (-)	25 (-)	農村災害対策整備事業 ()書きは、農村地域防災減災事業(国 補)に適用する(令和12年度まで)	農地計画
	団体営	農村振興総合整備事業 実 施 計 画	市 町 村	50	-	50	中山間地域総合整備事業(交付金適用)	農地計画
							農村振興総合整備事業	農村環境
		団体営調査設計事業	○	50 (100)	-	50 (-)	基盤整備促進事業 農地防災事業 ()書きは、水利施設等保全高度化事業 (国補)(令和11年度まで)及び農村地 域防災減災事業(国補)(令和12年度ま で)に適用する。	農地計画
		団体営農村整備事業 調 査 計 画 補 助 金	○	50 (100)	-	50 (-)	農業集落排水事業(国補・交付金適用) 営農飲雑用水事業(国補) ()書きは、施設計画策定、機能保全計 画策定に適用する。	農村環境